

<「年金制度の重要事項」について>

○昭和36（1961）年 国民年金保険料納付開始

国民年金制度は昭和35年10月にでき、保険料の納付は昭和36年4月から始まりました。

○昭和45（1970）年 国民年金の特例納付①

○昭和49（1974）年 国民年金の特例納付②

○昭和53（1978）年 国民年金の特例納付③

国民年金保険料は2年を過ぎると時効によって納めることができます。こうしたことによって「保険料の未納期間」とされたいた期間について、過去3回にわたって特例的に納付することができました。①～③それぞれの申出期間は、①昭和45年7月～昭和47年6月、②昭和49年1月～昭和50年12月、③昭和53年7月～昭和55年6月です。

→ 納付した記憶がある場合には、「婚姻、配偶者の勤め先、氏名変更等」の欄の該当時期に「〇〇円特例納付」などとご記入ください。

○昭和61（1986）年 3号被保険者適用開始

○平成7（1995）年 3号の特例届出開始

○平成17（2005）年 3号届出の2年超遡及開始

いわゆる「サラリーマンに扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方」について、

- 昭和36年4月～昭和61年3月までは、国民年金への加入は任意となっており、加入する場合はご自身で市区町村に届出をし、保険料を納める必要がありました。

→ 昭和36年4月～昭和61年3月までについて、任意加入の届出を行った記憶がある場合には、「婚姻、配偶者の勤め先、氏名変更等」の欄の該当時期に「配偶者として任意加入」などとご記入ください。

また、届出を行っていないなくても「サラリーマンに扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満」であった場合には、その期間を受給資格期間としてみなすことができるので、「婚姻、配偶者の勤め先、氏名変更等」の欄の該当時期に「夫の扶養」などとご記入ください。

(参考) <http://www.sia.go.jp/topics/2009/n0514-2.html>

- 昭和61年4月からは、「サラリーマンに扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方」は第3号被保険者となり、ご自身で市区町村に第3号被保険者に該当する旨の届出を行う必要がありました

(平成14年4月からは、配偶者の勤め先を経由して届出を行うこととなりました。)。

なお、第3号被保険者該当の届出を行っていなかった期間について、過去にさかのぼって手続きを行った場合は、直近2年分は保険料納付済み期間となり、それ以前の期間は未納期間となります。ただし、平成7年4月から平成9年3月までに特例の届出を行った場合については、保険料納付済期間とする措置がとられました。

さらに平成17年4月からは、昭和61年4月～平成17年3月までの第3号被保険者未届・未納期間について、届出がある場合などは保険料納付済期間とすることとなりました。

平成17年4月以降の未届期間については、過去2年間の期間は保険料納付済期間に、それ以前の期間は「やむを得ない事由があると認められるとき」は保険料納付済期間とすることとなりました。

→ 昭和61年4月～平成17年3月までのうち「サラリーマンに扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満」であった期間がある場合は、その期間が分かるようにご記入ください。届出をしていない場合は届出いただくと保険料納付済期間としてみなされます。

(参考) <http://www.sia.go.jp/topics/2009/n0514-4.html>

平成17年4月以降のうち「サラリーマンに扶養されている配偶者（年収130万円未満）で20歳以上60歳未満」であった期間がある場合は、その期間が分かるようにご記入ください。配偶者の勤め先等により届出が行われていない場合などやむを得ない事由がある場合は、届出が遅れた理由書の提出により、その期間が保険料納付済期間としてみなされます。

(参考) <http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/nenkin03.htm#6>

○平成3（1991）年 学生の1号への強制加入開始

平成3年3月までは20歳以上であっても、大学生や専門学校生は国民年金への加入は任意となっており、加入する場合は市区町村で加入の手続きを行っていただく必要がありました。

→ 平成3年3月までのうち、任意加入の手続きを行った記憶がある場合には、「学校や勤め先等」の欄の該当時期に「学生任意加入」などとご記入ください。また、手続きを行っていないなくても、学生であった期間を受給資格期間としてみなすことができるので、期間が分かるようにご記入ください。

なお、ご家族がご本人に代わって保険料を納付されている場合もありますので、ご家族にもご確認ください。

(参考) <http://www.sia.go.jp/topics/2009/n0514-2.html>

○平成9（1997）年 基礎年金番号導入

平成9年1月から1人に1つ、国民年金や厚生年金、共済組合など、どの制度に加入していても共通して使用できる基礎年金番号を導入しました。

それまでは、加入する制度ごとに、1人が複数の年金手帳記号番号を持つ場合もあり、順次、基礎年金番号に統合を進めているところですが、未だ多くの記録が統合できていない状況です。

→ 平成9年1月以降も複数の手帳を持っている場合等は、手帳をお持ちください。

○平成12（2000）年 学生納付特例開始

平成12年4月から、学生であって本人の前年所得が一定以下の方は、市区町村に申請書を提出することにより在学中の保険料の納付が猶予されます（ご家族の所得の多寡は問いません。）。なお、平成20年4月からは在学する大学等の窓口でも申請手続きが可能になりました。

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。

→ 納付猶予の申請を行った記憶がある場合には、「学校や勤め先等」の欄の該当時期に「学生納付特例期間」などとご記入ください。

（参考）<http://www.sia.go.jp/seido/gozonji/gozonji01.htm>

○平成14（2002）年 厚生年金適用年齢引上げ（65歳→70歳）

平成14年4月から、厚生年金保険に加入できる上限が65歳から70歳までに引き上げられました。

昭和61年4月から平成14年3月までは、65歳以降も引き続き会社にお勤めしていても、65歳になった日（65歳の誕生日の前日）で厚生年金の資格はなくなりました。

このため、平成14年3月以前に65歳になられた方で、平成14年4月以降も引き続きお勤めの70歳未満の方は、平成14年4月に「再加入」することとなります（手続きはお勤め先が行います）。

→ お勤め先の詳細等の記憶がなくても、お勤めされていた期間は「学校や勤め先等」の欄の該当時期に分かるようにご記入ください。